

景観計画提案制度

○景観計画の提案とは？

景観法第11条に基づき、景観形成協議会のほか、土地所有者やまちづくりNPOなどが、一定の条件を満たした場合に景観計画の策定又は変更を提案することができる制度です。

○誰が提案できるの？

次の個人や団体が提案できます。

- ・景観形成協議会
- ・提案する区域内の土地所有者や借地権者
- ・まちづくりNPO
- ・一般社団法人、一般財団法人

○提案できる規模（面積）は？

1,000㎡以上の一団の土地です。

○どのように提案するの？

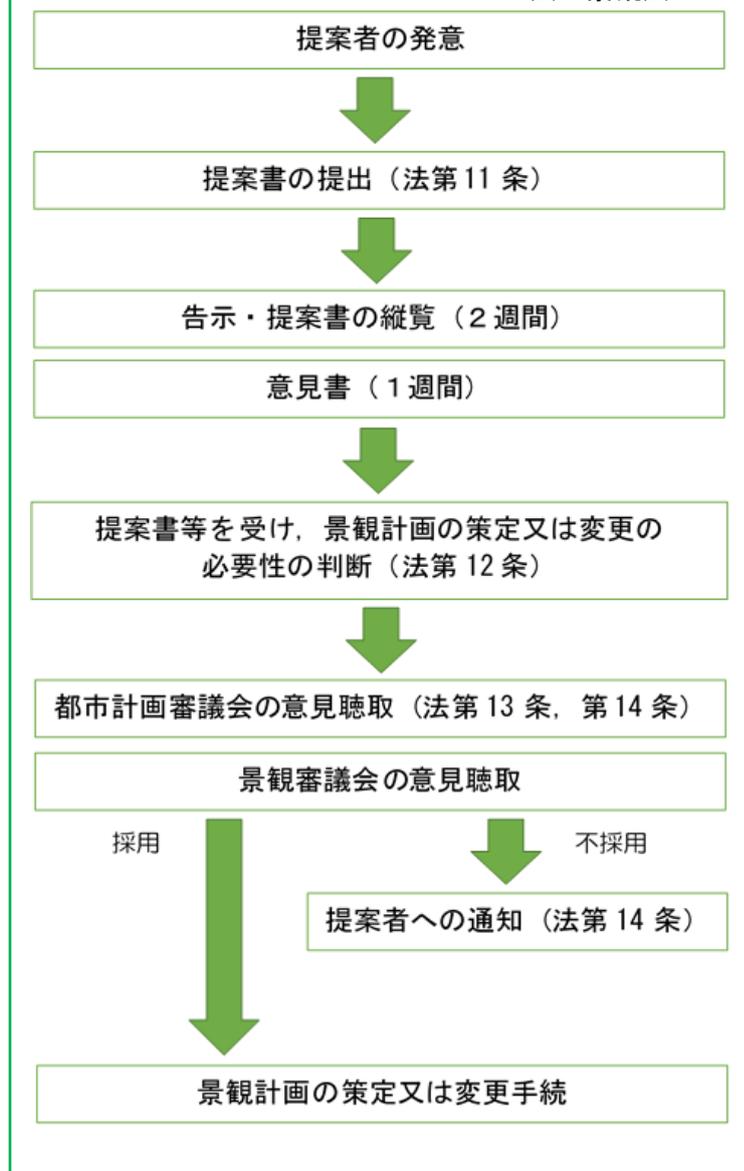
提案者（個人・団体）は景観計画提案書を市長に提出します。提案に当たっては、土地所有者等の2/3以上の同意（人数及び面積）が必要です。

○提案したら採用されるの？

提案の採用については、都市計画審議会・景観審議会で審議し、判断します。

○手続の流れ

※法=景観法



問い合わせ先

都市整備部 都市計画課
計画・景観グループ
電話 059-382-9063
FAX 059-384-3938
E-mail toshikekaku@city.suzuka.lg.jp